

平 成 21 年 度

愛知県地域保健医療計画策定指針

( ガ イ ド ラ イ ン )

平成 21 年 6 月

愛知県健康福祉部医療福祉計画課

目	次
はじめに	2
<b>第1章 医療計画の見直し</b>	2
1 見直しに当たっての基本的な考え方	2
2 記載方針と項目	3
3 記載様式	3
4 目標の設定	3
5 見直し時期と計画期間	3
6 見直し体制	4
7 医療実態調査	4
8 作成に係る一般的留意事項	4
<b>第2章 県計画の作成</b>	5
1 記載方針と項目	5
2 作成手順	6
<b>第3章 医療圏計画の作成</b>	7
1 作成項目	7
2 作成内容の概要	7
3 記載方針	8
4 作成手順	8
<b>別紙 1 医療連携体制イメージ図</b>	10
<b>別紙 2 記載項目と見直し内容の概要及び記載担当課</b>	13
<b>別紙 3 標準的記載様式</b>	14
<b>参考 医療計画見直しスケジュール</b>	16

---

## はじめに

---

- 平成 18 年 6 月 21 日に、医療制度改革関連で医療法が改正（「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」平成 18 年 6 月 14 日成立、平成 18 年 6 月 21 日公布）され、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進」などが定められたところである。
- これを受け、本県においては、**患者や住民にとって分かりやすい、地域の医療機能に応じた医療連携体制を構築し、県民に対して良質かつ適切な医療の確保を図る**ため、平成 18 年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を見直し、平成 20 年 3 月に公示した。
- しかしながら、平成 19 年度に定めた愛知県地域保健医療計画策定指針（以下「策定指針」という）により基準病床数などについては見直しを行っておらず、それらの部分については平成 23 年 3 月までの計画となっているので、これを見直すこととし、その見直しのための新たな策定指針を定めることとした。

---

## 第 1 章 医療計画の見直し

---

### 1 見直しに当たっての基本的な考え方

- 医療計画の構成は、県全体の計画（以下「**県計画**」という。）と 2 次医療圏ごとの医療圏保健医療計画（以下「**医療圏計画**」という。）とする。
- 今回の計画見直しは**現計画の変更**とし、現計画との整合性を図りつつ、この策定指針に基づき**全面的に見直すこと**とする。  
従って、計画策定は現計画の様式により策定することとし、「体系図」を記載し、具体的な医療機関名等を記載するよう努めるとともに、県民に分かり易い表現で解説することとする。
- 具体的には、県計画においては県全体の体系図を記載し、地域の医療連携における医療機関名については、医療圏計画において記載するが、（別紙 1 イメージ図参照。）愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領により年 1 回以上更新する必要があることから、**別綴じ**とする。
- また、現行計画で設定している目標に対する達成度合いを検証し、**新たな目標**を設定する。

## **2 記載方針と項目**

- 現行の計画との整合性を図りつつ、機能を考慮した医療提供施設の整備目標等の地域医療の体系化が行えるよう記載項目を設定する。
  - (1) 大項目  
従来どおり3部構成とする。
  - (2) 中・小項目（章・節）  
別紙2のとおり。
- 全県的な対応が必要な方針等については県計画として作成し、医療圏毎の状況に応じた対策については医療圏計画として作成する。
- 医療機関名の更新が必要な項目については、愛知県医療機能情報システムからの情報収集結果を踏まえて作成する。

## **3 記載様式**

- 県計画及び医療圏計画の標準的記載様式は、現行の計画との整合性を図るため、別紙3のとおりとする。

## **4 目標の設定**

- 医療提供体制の確保に係る目標については、「医療法第30条の3に基づき厚生労働大臣が定める基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、医療計画の見直し後5年間を目途に、4疾病5事業及び特に必要と認める医療について、現行の目標の達成度合いを検証し、地域の実情に加えた新たな数値目標を定めるものとする。
- 具体的には、厚生労働省が平成18年10月に実施した「医療計画における主要分野の指標に関する調査」の結果を参考に、県民の視点に立った分かりやすい目標を定めるものとする。

## **5 見直し時期と計画期間**

- 平成22年度末の公示を目途に医療計画を見直す。
- 計画期間は平成23年4月から平成28年3月までの5年間とする。
- 国が医療計画について見直しをした場合は、必要に応じて見直すこととする。

## 6 見直し体制

- 愛知県医療審議会（以下「医療審議会」という。）及び愛知県医療審議会医療計画部会（以下「医療計画部会」という。）において審議する。  
ただし、医療圈計画については、圏域保健医療福祉推進会議（以下「圏域推進会議」という。）及び医療圏計画策定部会（以下「策定部会」という。）を開催し、計画の策定を推進する。
- 県計画及び医療圏計画の作成に当たっては、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。プロジェクトチームの事務局は医療福祉計画課及び基幹的保健所に置き、運営に係る事項については別途定める。

## 7 医療実態調査

### （1）調査の種類

#### ア 患者一日実態調査

基準病床数算定のため、県内全病院及び有床診療所の入院患者受療動向を調査する。

調査時期は、平成 21 年 6 月 30 日現在もしくは平成 21 年 6 月 1 日から 30 日までの 1 カ月間とする。

#### イ 医療機関医療機能調査等

県内の全医療機関の医療機能についての基礎的な情報は、愛知県医療機能情報システムから得ることとする。

### （2）調査の方法

- 県の実施する調査であることから、原則として県保健所において実施する。
- ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市内の医療機関については、それぞれの市へ調査を委託する。

### （3）調査結果

- 調査結果については、見直し計画の作成に活用するとともに、関係団体へ通知する。

## 8 作成に係る一般的留意事項

計画の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- 計画の作成に当たってはデータを分析し、また、一定の事実から結論を導く場合は、その分析手法及びデータの出自を明確にし、希望的な推論が混在しないようすること。
- 業界用語的に使用され、一般的に慣用されていない概念、用語等（特に施設、組織、事業名等に注意）は原則として使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、正確な説明（用語の解説）を付すこと。
- 行政機関の新たな財政負担を招く等行政施策遂行に影響を与える内容は記載しないこと。

- 医療圏計画は県計画の方針に基づき作成されるものであり、県計画の内容から逸脱してはならない。
  - 医療機関名の更新に留意し、記載する内容については時点を明確にすること。
  - 体系図に記載する医療機関名は別綴じとし、ホームページ上で最新の情報を提供していく。
- 

## 第2章 県計画の作成

---

### 1 記載方針と項目

- 県計画の作成に当たっては、「基本方針」に準じる。
- 県計画における作成項目、作成内容の概要及び健康福祉部担当課は別紙2のとおりである。

#### (1) 医療圏及び基準病床数等

##### ア 医療圏

平成13年3月の見直しにおいて2次医療圏と福祉圏を統合した、現行の11圏域とする。

ただし、地域において医療圏の見直しの意見がある場合は医療福祉計画課と相談すること。

##### イ 基準病床数

本県の患者一日実態調査に基づき作成することとし、作成時期は試案作成時とする。

##### ウ 保健医療施設等の概況

現行計画と同様に記載することとする。

#### (2) 医療提供体制の整備

##### ア 保健医療施設の整備目標

現行計画と同様に記載することとする。

##### イ 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

現行計画と同様に記載することとする。

計画を作成する医療機能は、以下の7項目とする。

①がん対策、②循環器疾患対策、③糖尿病対策、④移植医療対策、⑤難治性の疾患対策、⑥感染症・結核対策、⑦精神保健医療対策

#### (3) 救急医療・災害保健医療対策

現行計画と同様に記載することとする。

なお、「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」が平成21年2月25日にとりまとめた「地域医療連携のあり方について」との整合性を図ることとする。

#### (4) 周産期医療対策

現行計画と同様に記載することとする。

#### (5) 小児医療対策

現行計画と同様に記載することとする。

#### (6) へき地保健医療対策

現行計画と同様に記載することとする。

(7) 保健医療従事者の確保対策

現行計画と同様に記載することとする。

(8) その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

現行計画と同様に記載することとする。

計画を作成する項目は以下の8項目とする。

- ①在宅医療の提供体制の整備②病診連携等推進対策③高齢者保健医療福祉対策④歯科保健医療対策⑤薬局の機能強化と推進対策⑥保健医療情報システム⑦医療安全対策⑧血液確保対策

(9) 健康危機管理対策

現行計画と同様に記載することとする。

## 2 作成手順

(1) 諮問

- 医療審議会に諮問する。

(2) 素案

- 別紙3の健康福祉部担当課において、愛知県医療機能情報システム等の結果を踏まえ、現状及び課題を分析し、「素案」を作成することとし、医療福祉計画課においてとりまとめることとする。

- 「素案」作成の時期は、平成22年2月までとする。

ただし、県計画の方針に基づき医療圏計画において具体的な対策を記載する項目については、医療圏計画の素案の作成時期までに作成するものとする。

(3) 試案

- 「素案」について医療計画部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「試案」を作成する。

- 「試案」については、県財政当局及び関係機関等の意見を聴き、医療計画部会の承認を得て修正できるものとする。

- 「試案」については、最新の愛知県医療機能情報システムの結果を踏まえて修正を加えるものとする。

(4) 原案

- 「試案」について医療審議会に諮り、必要な修正を加えて「原案」を作成する。

- 「原案」により、法定の手続である市町村及び三師会(社団法人愛知県医師会、社団法人愛知県歯科医師会、社団法人愛知県薬剤師会)へ意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施する。

- それらの意見に基づき、「原案」を修正する。

(5) 案

- 修正された「原案」について医療計画部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「案」を作成する。

(6) 公示

- 医療審議会の答申後、知事の決裁を経て公示する。

---

## 第3章 医療圏計画の作成

---

### 1 作成項目

医療圏計画の作成項目は、第1章2「記載方針と項目」に基づき次のとおりとする。

ア 地域の概況

イ 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

がん対策、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策

ウ 救急医療対策・災害保健医療対策

エ 小児医療対策

オ 周産期医療対策

カ へき地保健医療対策

キ 在宅医療の提供体制の整備の推進対策

ク 病診連携等推進対策

ケ 高齢者保健医療福祉対策

コ 歯科保健医療福祉対策

サ 薬局の機能強化等推進対策

シ その他地域の状況に応じて特筆すべき事項

### 2 作成内容の概要

(1) 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

圏域内における医療体制について具体的に記載する。

(2) 救急医療・災害保健医療対策

圏域内における救急医療・災害保健医療体制について具体的に記載する。

(3) 小児医療対策

圏域内における小児医療体制について具体的に記載する。

(4) 周産期医療対策

圏域内における周産期医療体制について具体的に記載する。

(5) へき地保健医療対策

区域内における医療確保対策等について具体的に記載する。

(6) 在宅医療の提供体制の整備の推進対策

圏域内における在宅医療の提供体制の整備の推進対策について具体的に記載する。

(7) 病診連携等推進対策

圏域内における病診連携等の推進対策について具体的に記載する。

(8) 高齢者保健医療福祉対策

圏域内における高齢者の保健医療福祉対策について具体的に記載する。

(9) 歯科保健医療対策

圏域内における歯科保健医療対策について具体的に記載する。

#### (10) 薬局の機能強化等推進対策

圏域内における薬局の機能強化等の推進対策について具体的に記載する。

#### (11) その他地域の状況に応じて特筆すべき事項

地域の特性により実施される予定の施策について具体的に記載する。

### 3 記載方針

- 医療圏計画の作成に当たっては、「基本方針」に準じるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 医療機能ごとに、医療圏において専門医療を担う病院（センター）を明らかにする。
  - イ 医療機能ごとに、一般医療を担う病院・診療所を明らかにする。（医療機能によっては、専門医療と一般医療とを繋ぐ、いわゆるサテライト病院を明らかにする。）
  - ウ 医療機能によって必要な場合は、地域の福祉施設、福祉サービス等との連携を明らかにする。
- 健康福祉部各課は、県計画作成担当区分に応じて、医療圏計画の策定において必要な助言及び支援を行うこととする。
- 医療法施行規則第1条の14第7項の規定により医療計画に記載する必要のある診療所名は、それぞれの項目に名称を記載すること。

### 4 作成手順

#### (1) 諮問

- 医療審議会に諮問する。
- 医療圏計画策定部会
  - 医療圏計画の「素案」及び「原案」を検討するため、圏域推進会議及び策定部会を開催する。ただし、その開催回数は予算の範囲内とする。
  - ア 策定部会の委員は5人程度とし、圏域推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から基幹的保健所長が選出する。
  - イ 部会長は、部会委員の互選により選出する。
  - ウ 策定部会は、部会長が招集し、議長となる。
  - エ 策定部会に関し必要な事項は、部会長が定める。
- 医療圏計画は県の計画であることから、県内統一的、広域的観点からの調整が必要な場合もあるので、「素案」の作成に当たっては、隨時、医療福祉計画課と協議すること。

#### (3) 素案

- 事務局（基幹的保健所。以下同じ。）が現状及び課題を分析し、「素案」を作成する。但し、「素案原稿」は、愛知県医療機能情報システム等に基づき各保健所等の協力を得て基幹的保健所が中心になり作成する。
- なお、「素案原稿」の作成に当たっては、医療福祉計画課や関係団体等と十分な調整を行うこと。
- 医療圏計画の素案は2次医療圏を単位に作成する。

- 圏域を超えた医療連携が必要な場合には、次の手順に従い計画を策定する。

ワーキンググループ等からの意見具申
↓
合同幹事会（項目の確認。主となる基幹的保健所の決定。）
↓
各基幹的保健所長の合意（決裁で可）
↓
合同でのワーキンググループの開催（合同幹事会で調整）
↓
各圏域で計画策定

- 「素案」作成の時期は、平成22年2月までとする。

#### (4) 試案

- 「素案」については、圏域推進会議の意見に基づき修正を加え「試案」の案を作成する。
- 「試案」の案については、遅滞なく医療福祉計画課に提出しなければならない。
- 「試案」の案については、県財政当局及び関係機関等の意見を聴き、修正できるものとする。
- 「試案」の案については、医療計画部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「試案」を作成する。
- 「試案」については、最新の愛知県医療機能情報システムの結果を踏まえて修正を加えるものとする。

#### (5) 原案

- 「試案」について医療審議会に諮り、必要な修正を加えて「原案」を作成する。
- 「原案」により、法定の手続である市町村及び三師会（社団法人愛知県医師会、社団法人愛知県歯科医師会、社団法人愛知県薬剤師会）へ意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施する。
- それらの意見に基づき、「原案」を修正する。

#### (6) 案

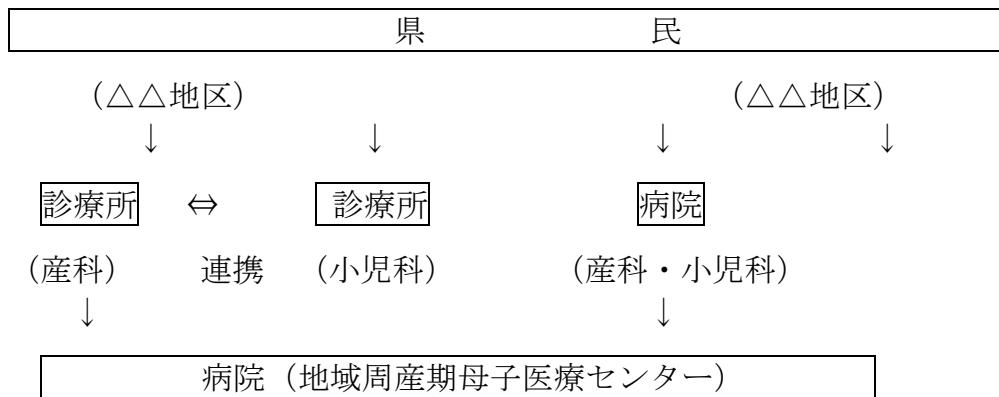
- 修正された「原案」について医療計画部会、圏域推進会議及び策定部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「案」を作成する。

#### (7) 公示

- 医療審議会の答申後、知事の決裁を経て公示する。

## 別紙 1

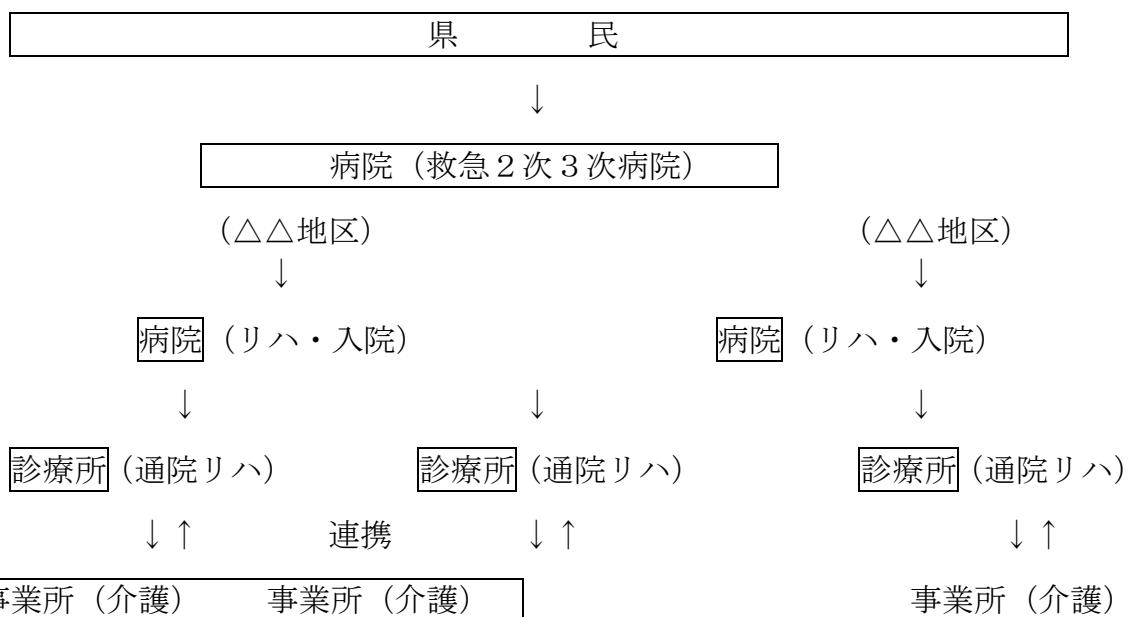
### 医療連携体制（周産期・産科におけるイメージ図）



<解説>



### 医療連携体制（脳卒中におけるイメージ図）



<解説>



※体系図は概念的なイメージとし、具体的な医療機関名は別途じに記載する。

別紙

(1) 愛知県医療圏保健医療計画「がん対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	地域がん診療連携拠点病院	急性期治療病院

(2) 愛知県医療圏保健医療計画「循環器医療対策（脳卒中）」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	連携機能を有する病院	急性期治療病院	回復期リハビリテーション病棟届出病院

(3) 愛知県医療圏保健医療計画「循環器医療対策（急性心筋梗塞）」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	連携機能を有する病院	急性期治療病院	心大血管疾患リハビリテーション実施病院

(4) 愛知県医療圏保健医療計画「糖尿病」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	糖尿病の発症・受診勧告	重症化・合併症急性増悪時治療

(5) 愛知県医療圏保健医療計画「周産期医療対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	周産期母子医療センター	分娩を実施している医療機関	検診のみ実施

(6) 愛知県医療圏保健医療計画「小児医療対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	小児科を標榜している医療機関	休日夜間診療所	病院群輪番制参加病院	搬送協力医療機関	救命救急センター

(7) 愛知県医療圏保健医療計画「救急医療対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	休日夜間診療所	病院群輪番制参加病院	搬送協力医療機関	救命救急センター

(8) 愛知県医療圏保健医療計画「災害保健医療対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	災害拠点病院

(9) 愛知県医療圏保健医療計画「へき地医療対策」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	へき地診療所	へき地医療拠点病院

(10) 愛知県医療圏保健医療計画「在宅医療」に記載されている医療施設名一覧

医療圏	在宅療養支援診療所

## 別紙 2

記載項目と見直し内容の概要及び記載担当課

大項目(部)	中項目(章)	小項目(節)	記載概要(細項目)	見直し内容の概要	記載担当課
第1部 総論	第1章 計画の基 本理念	第1節 計画の背景、目的		本文見直し	医療福祉計画課
		第2節 保健医療福祉の推進		本文見直し	医療福祉計画課
		第3節 計画の推進		本文見直し	医療福祉計画課
	第2章 地域の概 況	第1節 地勢及び交通		本文見直し	医療福祉計画課
		第2節 人口及び人口動態		本文見直し	医療福祉計画課
	第1章 医療圈			本文見直し	医療福祉計画課
第2部 医療圈及び 基準病床数	第2章 基準病床 数			本文見直し	医療福祉計画課
	第3章 保健医療 施設等の概況	第1節 保健医療施設の状況		本文見直し	医療福祉計画課
		第2節 受療動向		本文見直し	医療福祉計画課
第3部 医療提供体 制の整備	第1章 保健医療 施設の整備目標	第1節 2次3次医療の確保		本文見直し	医療福祉計画課
		第2節 公的病院等の役割を踏 まえた医療機関相互の連携のあり方		本文見直し	医務国保課
		第3節 地域医療支援病院の整 備目標		本文見直し	医務国保課
		第4節 保健施設の基盤整備		本文見直し	医療福祉計画課
	第2章 機能を考 慮した医療提供施 設の整備目標	第1節 がん対策	1 がん医療対策 2 がん予防対策	本文見直しと体系図の更新 本文見直し	健康対策課 健康対策課
		第2節 循環器疾患対策	1 脳卒中医療対策 2 急性心筋梗塞医療対策 3 循環器疾患予防対策	本文見直しと体系図の更新 本文見直しと体系図の更新 本文見直し	健康対策課 健康対策課 健康対策課
		第3節 糖尿病対策	1 糖尿病医療対策 2 糖尿病予防対策	本文見直しと体系図の更新 本文見直し	健康対策課 健康対策課
		第4節 移植医療対策		本文見直し	医務国保課
		第5節 難治性の疾患対策		本文見直し	健康対策課
		第6節 感染症・結核対策	1 感染症対策 2 エイズ対策 3 結核対策 4 新型インフルエンザ対策	本文見直し 本文見直し 本文見直し 新規作成	健康対策課 健康対策課 健康対策課 健康対策課
		第7節 精神保健医療福祉対策	1 精神医療対策 2 精神保健福祉対策	本文見直し 本文見直し	障害福祉課 障害福祉課
		第3章 救急医 療・災害保健医療 対策	第1節 救急医療対策	本文見直しと体系図の更新	医務国保課
		第2節 災害保健医療対策		本文見直しと体系図の更新	医務国保課、 医薬安全課、 医療福祉計画課
	第4章 周産期医 療対策	第1節 周産期医療対策		本文見直しと体系図の更新	医務国保課 児童家庭課
		第2節 母子保健事業		本文見直し	児童家庭課
第5章 小児医療 対策	第1節 小児医療対策			本文見直し	児童家庭課、 障害福祉課、 医務国保課
	第2節 小児救急医療対策			本文見直しと体系図の更新	医務国保課
第6章 べき地保 健医療対策				本文見直しと体系図の更新	医務国保課
	第7章 保健医療 従事者の確保対策		1 医師、歯科医師、薬剤師 2 看護職員 3 理学療法士、作業療法士、その他	本文見直し 本文見直し 本文見直し	医務国保課、 医薬安全課 医務国保課、 医療福祉計画課 医務国保課
第8章 その他の医 療を提供する体制 の確保に関し必要な事項	第1節 在宅医療の提供体制の 整備の推進対策	1 プライマリ・ケアの推進 2 在宅医療の提供体制の整備	本文見直し 本文見直し	医務国保課	
	第2節 病診連携等推進対策			本文見直し	医務国保課
	第3節 高齢者保健医療福祉対 策			本文見直し	高齢福祉課
	第4節 歯科保健医療対策			本文見直し	健康対策課
	第5節 薬局の機能強化と推進対 策	1 薬局の機能推進対策 2 医薬分業の推進対策	本文見直し 本文見直し	医薬安全課 医薬安全課	
	第6節 保健医療情報システム			本文見直し	医務国保課、 健康対策課
第9章 健康危機 管理対策	第7節 医療安全対策			本文見直し	医薬安全課
	第8節 血液確保対策			本文見直し	医薬安全課

## 別紙 3

### 標準的記載様式

- 様式 1 及び様式 2 の書式規格は次のとおりとする。  
A4 横書き、明朝体 10.5 ポイント、原則として 43 文字 × 50 行とする。  
ただし、上 25mm、下 20mm、左右 25mm の余白を設ける。
- 記載項目の章、節ごとに様式 1、様式 2 を一対として整理する。

### 様式 1

第 1 章 保健医療施設の整備【中項目】	
第 1 節 2 次 3 次医療の確保【小項目】	
【基本計画】	
○	
【目標値】	
○	
【現状と課題】	
現 状	課 題
○	○
【今後の方策】	
(参考図表)	

← 中項目(章)又は小項目(節)で整理すること

← (小項目の場合)

← 計画の要点を簡潔に記載すること。

← 必要があれば目標値を設定すること。

← 基本計画に係る現状分析を簡潔に行い、課題を整理すること。

← 基本計画の具体的施策を記載すること。

→ 具体的数値目標が記載できるものは数値を記載すること。

→ 現状分析に係る必要最小限の図表とすること。

様式2

<u>○○○対策</u>	
○○○対策の体系図	←施策の体系図を記載すること。
<p>&lt;○○○対策体系図の説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ←体系図に係る簡潔な説明を記載すること。</li><li>○</li><li>○</li></ul> <p>【実施されている施策】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ←現行の施策を記載する必要がある場合のみ記載すること。</li><li>○</li><li>○</li></ul> <p>用語の解説</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>	

←施策の体系図を記載すること。

←体系図に係る簡潔な説明を記載すること。

←現行の施策を記載する必要がある場合のみ記載すること。

←県民が理解できるよう、専門的、技術的な用語を解説すること。

**参考**

医療計画見直しスケジュール

年月	県計画	医療圏計画	実態調査
21年 4月			
5月			
6月	医療計画部会 (ガイドライン案検討、患者一日実態調査の検討)		
7月			↑ 患者一日実態調査集計・分析
8月	医療審議会 (ガイドライン報告、医療計画諮問)	医療圏保健医療福祉推進会議 (医療計画策定部会委員の選出)	
9月	医療計画部会 (患者一日実態調査の報告)	医療計画策定部会 (患者一日実態調査の報告)	
10月			↑ 医療機能情報システム更新・集計
11月			
12月	医療計画部会 (素案作成)	医療計画策定部会 (素案作成)	
22年 1月		医療計画策定部会 (素案作成)	
2月	医療計画部会 (素案検討→試案) ←	医療圏保健医療福祉推進会議 (素案検討→試案)	
3月	医療審議会 (試案検討)		

医療計画見直しスケジュール

年月	県計画	医療圏計画	実態調査
22年 4月			
5月			
6月			医療機能情報システム更新・集計
7月	医療計画部会 (試案修正)	医療計画策定部会 (試案修正)	
8月		医療圏保健医療福祉推進 会議 (試案検討→原案)	
9月	医療計画部会 (試案検討→原案)		
10月	医療審議会 (原案検討)		
11月	市町村、三師会等へ意見照 会 パブリックコメント		
12月			
23年 1月		医療計画策定部会 (原案修正)	
2月	医療計画部会 (修正原案検討→案)	医療圏保健医療福祉推進 会議 (修正原案検討→案)	
3月	医療審議会 (案検討、医療計画答申)		